

第16号議案

愛南町消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年3月7日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

緊急消防援助隊等として出動した消防職員に対する手当について、国家公務員等と待遇面での均衡を図り、増加する救急出動に対する救急救命士の処遇改善のため、手当の見直しを行うもの。

愛南町消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

愛南町消防職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年愛南町条例第212号)の一部を次のように改正する。

別表消防職手当の項中「従事した」を「従事する」に改め、同表救急出場手当の項中「1回 250円」の次に「。ただし、救急救命士の資格を有する職員が救急出場する場合は、500円とする。」を加え、「実施した」を「実施する」に、「従事した」を「従事する」に改め、同表に次のように加える。

災害応援派遣手当	1日 840円 (他の特殊勤務手当との併給はできないものとする。)	消防相互応援協定に基づき、愛南町以外の地域の災害に派遣する職員
緊急消防援助隊派遣手当	1日 1,080円 (他の特殊勤務手当との併給はできないものとする。)	緊急消防援助隊に派遣する職員

別表備考に次の2号を加える。

- 3 消防相互応援協定とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定により市町村長の間で締結する協定をいう。
- 4 緊急消防援助隊とは、消防組織法第45条第1項に規定する部隊をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

愛南町消防職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現 行			改 正 案		
本則 略 別表(第2条関係)			本則 略 別表(第2条関係)		
手当の種類	手当の額	支給対象者	手当の種類	手当の額	支給対象者
消防職 手当	1日 250円	連続して7時間45分を超えて消防業務に従事した職員(交替制勤務者に限る。)	消防職 手当	1日 250円	連続して7時間45分を超えて消防業務に従事する職員(交替制勤務者に限る。)
救急出 場手当	1回 250円 (救急救命士が出場し、特定行為を実施した場合は、250円を加算する。)	救急救助業務に従事した職員	救急出 場手当	1回 250円。 <u>ただし、救急救命士の資格を有する職員が救急出場する場合は、500円とする。</u> (救急救命士が出場し、特定行為を実施する場合は、250円を加算する。)	救急救助業務に従事する職員
(新設)			災害応 援派遣 手当	1日 840円 (他の特殊勤務手当との併給はできないものとする。)	消防相互応援協定に基づき、愛南町以外の地域の災害に派遣する職員
(新設)			緊急消 防援助 隊出動 手当	1日 1,080円 (他の特殊勤務手当との併給はできないものとする。)	緊急消防援助隊に派遣する職員
備考 1 略 2 略 (新設) (新設)			備考 1 略 2 略 3 <u>消防相互応援協定とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定により市町村長の間で締結する協定をいう。</u> 4 <u>緊急消防援助隊とは、消防組織法第45条第1項に規定する部隊をいう。</u>		